

【交付書面】

株主各位

第163回定時株主総会資料 (書面交付請求に伴う交付書面)

「第163回定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、
法令及び当社定款の規定に基づく書面交付請求に伴う交
付書面としております。

2024年5月29日

日東紡績株式会社

証券コード：3110

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

当社グループの現況に関する事項

(1) 対処すべき課題

コーポレート・ガバナンスについて

当社は、2014年に監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行し、監督と執行の分離を一段と明確にし、取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の向上、執行役によるスピード感を持った事業の執行・経営の機動性確保を目指すなど、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの構築と不断の見直しを行っています。

近年における主な取組みは以下のとおりです。

- 1) 取締役会における審議のさらなる活性化を図るため、取締役会付議議案等への理解を深める場として「取締役会事前報告会」を設けており、当事業年度においては12回開催いたしました。当報告会においては、毎回2時間程度をかけて取締役会付議案件のほか、経営の監督に必要と思われる案件について適時適切に説明・意見交換がなされており、議案等の背景について本質的な理解を深め、取締役会の効率的な運営に寄与しています。
- 2) 当社は、社外への情報発信の充実を目的に「コーポレート・コミュニケーション部」を設置しており、より一層の透明性・公平性を確保し、分かりやすく、かつ有用性の高い情報発信を行い、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めています。また、IR活動に加えて機関投資家の議決権行使担当者との対話をも行っています。
- 3) 当社取締役会は、執行役の業務執行を監督する立場から、取締役会において「執行会議規則」を定め、当社グループの経営全般に係る重要事項の審議について、より多面的な議論を促し、執行会議のさらなる活性化と深化を図ることといたしました。
- 4) 当社グループの中長期的な価値創造の仕組みについて、一層理解を深めていただけるよう、財務情報とCSRを含む非財務情報を統合した統合報告書を発行しています。
- 5) 上場株式の保有にあたっては、当社は販売・原燃料調達・金融などに関する当社グループの重要な取引先との良好な関係を構築し、当社グループの事業活動を円滑に進め、当社グループの企業価値を維持・向上させると判断する場合は、政策保有株式として保有を行います。一方で、当社グループの企業価値維持向上の観点から、その株式の保有意義が乏しいと判断される銘柄は市場への影響等に配慮しつつ売却を行います。
また、個々の銘柄ごとに、販売・調達、技術協力や共同出資、共同事業、資金調達といった、取引の重要性及び良好な取引関係の維持・構築等の定性的要因と、配当利回り及び事業利益を加味して算出した総合投資利益率を資本コストと比較した定量的な評価とを総合的に勘案した保有方針を取締役会で定期的に検証しています。この検証に基づき、2017年度からの7年間累計で18銘柄153億20百万円の売却を行いました。
- 6) 当社報酬委員会は執行役（取締役兼務者を含む）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

[取締役会の実効性自己評価]

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくために、毎年、取締役会の実効性を評価しております。

アンケート形式で実施しており、評価の独立性や客観性を高める観点から外部弁護士を起用し、内容の監修及び結果の分析・評価を行っております。

取締役会では、その結果を踏まえ、取締役会の構成、運営、監督、支援体制、株主との対話等について分析・評価を行っております。

前事業年度の評価結果を踏まえ、当事業年度は以下の取組みを行いました。

- ・新中期経営計画策定にあたり、前中期経営計画の振り返り並びに各事業本部の課題及び研究開発やESG等の全社的な課題を執行役と取締役会とで共有し、多面的な視点で議論や検討を行いました。
- ・サステナビリティ活動やDXに関する取組み状況の報告をうけ、更なる推進に向けて討議を行いました。
- ・取締役会事前報告会においては、市場環境及び競争環境の変化並びに当社へのリスクについて報告をうけ、経営戦略の議論を深化させました。

当事業年度を総括したアンケートでは、全ての項目において評価点の平均値が5点満点中4点以上となり、取締役会の実効性について社内外の取締役から極めて高い評価を得ましたが、以下のような意見が出されました。

- ・中核人材の登用等における多様性の確保や、資本コスト等を踏まえた経営資源の配分などについて引き続き議論を深める必要がある。

取締役会がより一層の監督機能を果たせるよう、引き続き不断の改善を行ってまいります。

環境目標

当社グループでは、「環境に関する全社方針」を定め、環境目標の達成に向けて取り組んでおります。

また、一元的に環境課題を把握し、課題解決への取組みを推進するため、代表執行役社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設けております。

当事業年度は委員会を4回開催し、CO₂削減推進、環境配慮商品開発、サステナビリティ経営推進等のテーマ別タスクフォースを通じて、持続可能な事業のための具体的な施策の検討と推進に取り組みました。

近年における主な取組みは以下のとおりです。

- ・2022年5月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）による提言への賛同を表明しました。
- ・2023年4月には、当社ウェブサイトをリニューアルし、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する情報を充実させました。
- ・2024年2月より、当社富久山事業センター構内において第三者所有モデルによる太陽光発電システム（いわゆるオンサイトPPA）の運用を開始いたしました。また、燃焼時にCO₂を排出しない燃料への転換に向けた実証実験を開始いたしました。

今後も持続可能な豊かな社会の実現に向けて取り組んでまいります。

<CO₂排出量削減>



<廃棄ガラス削減>

2030年度 目標：廃棄ガラス量の実質ゼロ達成

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資は、総額77億62百万円となりました。

主な設備投資には、グラスファイバー事業におけるガラスヤーン及びガラスクロスの製造能力増強などがあります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるニットーボーメディカル株式会社の機能性高分子等の製造・販売を行うスペシャリティケミカルス事業を会社分割により当社が承継することを決議いたしました。

なお、本分割は当社と当社の完全子会社との事業再編であるため、当社連結業績に与える影響は軽微であります。

取締役会決議日 2024年3月28日

吸収分割契約締結日 2024年4月1日

吸収分割効力発生日 2024年10月1日（予定）

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
日東グラスファイバー工業株式会社	80	100	原織材事業 (グラスファイバー原織製品の製造)
富士ファイバーガラス株式会社	80	100	原織材事業 (グラスファイバー原織製品の製造)
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	783百万NT\$	100	原織材事業 (グラスファイバー原織製品の製造及び販売)
株式会社双洋	30	100	機能材事業、原織材事業、設備材事業 (グラスファイバー製品等の販売)
Baotek Industrial Materials Ltd.	1,948百万NT\$	48	機能材事業 (グラスファイバー製品の製造及び販売)
パラマウント硝子工業株式会社	450	100	設備材事業 (グラスウール製品の製造及び販売)
日東グラステックス株式会社	40	100	設備材事業 (グラスファイバー製品の製造)
ニットーポーメディカル株式会社	300	100	ライフサイエンス事業 (体外診断用医薬品、スペシャリティケミカルス製品の製造及び販売)
Nittobo America Inc.	10百万US\$	※100	ライフサイエンス事業 (抗血清の製造及び販売)
日東紡アドバンテックス株式会社	80	100	繊維事業 (芯地製品、機能資材、生活資材、ふきん等の製造及び販売)
株式会社日東紡テクノ	90	100	その他の事業 (機械設備の設計・製作及び販売、建築・土木工事の設計・施工監理及び請負)

(注) ※印は、子会社保有の株式を含んでおります。

■ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

取締役

地位	氏名	担当 (委員会)	重要な兼職の状況
取締役	辻 裕一	指名委員 報酬委員	
取締役	西坂 豊志	監査委員 (常勤)	
取締役	五十嵐 和彦		
社外取締役	藤 重 貞 慶	指名委員会委員長 報酬委員 監査委員	サトーホールディングス株式会社 社外取締役 ライオン株式会社 特別顧問 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役	影 近 博	報酬委員会委員長 指名委員 監査委員	
社外取締役	内 藤 亜雅沙	指名委員 報酬委員 監査委員	田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 ブックオフグループホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) GLP投資法人 監督役員 株式会社ispace 社外監査役
社外取締役	中 島 康 晴	監査委員会委員長 指名委員 報酬委員	株式会社ビジネスプレイン太田昭和 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
2. 監査委員会委員長である中島康晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役4名全員を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

執行役

役位	氏名	主な担当
代表執行役社長	辻 裕一※	CEO
代表執行役専務	多田 弘行	全社管理部門、繊維事業部門担当 兼 企画管理本部長
常務執行役	五十嵐 和彦※	総合研究所長 兼 DX戦略推進室、環境技術戦略室担当 兼 企画管理本部富久山事業センター長
常務執行役	榮 達雄	メディカル事業部門長 兼 ニットーポーメディカル株式会社 代表取締役社長 兼 Nittobo America Inc. Chairman/CEO
常務執行役	林 寿信	グラスファイバー事業部門長
上席執行役	松永 隆延	グラスファイバー事業部門 副部門長 兼 複合材事業部長 兼 商品企画開発本部長
上席執行役	岡 久 靖	経営企画部、総務部、リスクマネジメント統括部、法務部、大阪支店、名古屋支店担当
執行役	須釜 裕司	メディカル事業部門長付 メディカル研究開発担当 兼 総合研究所 副所長（メディカル担当）
執行役	梶田 明正	グラスファイバー事業部門 生産本部長 兼 日東グラスファイバー工業株式会社 代表取締役社長
執行役	梶川 浩希	人事部、コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部、情報システム部担当
執行役	畠中 克哉	メディカル事業部門長付 グローバル連結マネジメント補佐
執行役	伊藤 正毅	グラスファイバー事業部門 生産本部 副本部長 兼 ヤーン事業部長 兼 NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd. 董事長
執行役	中村 幸一	総合研究所 副所長 兼 ファイバー研究開発センター長

(注) 1. ※印は、取締役を兼務する執行役であります。

2. 2023年6月28日開催の第162回定時株主総会後、最初に招集された取締役会において辻 裕一、多田弘行、五十嵐和彦、榮 達雄、林 寿信、松永隆延、岡久 靖、須釜裕司、梶田明正、梶川浩希、畠中克哉、伊藤正毅及び中村幸一の各氏が執行役に選任され、就任いたしました。

3. 当事業年度中における執行役の役位及び主な担当について次のとおり異動がありました。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当	異動年月日
五十嵐 和彦	常務執行役 総合研究所長 兼 DX戦略推進室、環境技術戦略室担当	常務執行役 総合研究所長 兼 DX戦略推進室、環境技術戦略室担当 兼 企画管理本部富久山事業センター長	2023年 7月1日

4. 当事業年度末の2024年3月31日付で辞任により退任した執行役は以下のとおりであります。

氏名	異動前の役位及び主な担当	異動後の役位及び主な担当
五十嵐 和彦	常務執行役 総合研究所長 兼 DX戦略推進室、環境技術戦略室担当 兼 企画管理本部富久山事業センター長	上席技術統括SV ガラス溶融技術、環境技術、DX、スペシャリティケミカルス分野担当、企画管理本部富久山事業センター長
榮 達雄	常務執行役 メディカル事業部門長 兼 ニットーポーメディカル株式会社 代表取締役社長 兼 Nittobo America Inc. Chairman/CEO	—
須釜 裕司	執行役 メディカル事業部門長付 メディカル研究開発担当 兼 総合研究所 副所長（メディカル担当）	技術統括SV 骨代謝事業分野、カイコ事業分野担当

5. 2024年4月1日現在の執行役の役位及び主な担当は以下のとおりであります。

氏名	役位及び主な担当	
辻 裕一※	代表執行役会長	監査室、新規事業創出センター担当
多田 弘行	代表執行役社長	CEO
林 寿信	常務執行役	電子材料事業本部長
岡 久 靖	常務執行役	企画管理本部長 総務部、秘書室、調達統括部担当 兼 経営企画部長
松永 隆延	上席執行役	社長付
梶田 明正	上席執行役	電子材料事業本部 副本部長 兼 ヤーンユニット長 兼 日東グラスファイバー工業株式会社 代表取締役社長
梶川 浩希	上席執行役	企画管理本部 副本部長 コーポレート・コミュニケーション部、経理財務部、情報システム部担当
畠中 克哉	執行役	メディカル事業本部 副本部長 兼 Nittobo America Inc. Chairman/CEO
伊藤 正毅	執行役	複合材事業本部長
中村 幸一	執行役	技術開発本部長 兼 技術開発本部 管理部長
福島 雅夫	執行役	メディカル事業本部長 兼 メディカル事業本部 商品企画開発部長 兼 ニットーポーメディカル株式会社 代表取締役社長
谷田 祐之	執行役	企画管理本部 副本部長 人事部、リスクマネジメント統括部、法務部、福島事業センター、富久山事業センター、大阪支店、名古屋支店担当
安田 照太郎	執行役	資材・ケミカル事業本部長 兼 産資ユニット長

(注) ※印は、取締役を兼務する執行役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第26条により、各社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約

当社は、取締役及び執行役並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び訴訟費用等の損害について填補することとされています。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反行為などに起因する損害等は填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び執行役の報酬等

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会において、外部コンサルタントの客観的なデータ等を踏まえながら、取締役及び執行役の個人別の報酬の決定に関する方針を決定しております。

また、その方針は、透明性と合理性を担保させながら、各取締役及び執行役の業績目標の達成を強く動機づけるとともに、中長期的な経営に対する意識を醸成し、株主や投資家の皆様をはじめとするステークホルダーとの利害を一致させるという考えに基づいており、報酬を算定する業績目標項目についても、こうした考え方を反映したものとなっております。

報酬委員会において決定したその内容の概要は以下のとおりです。

【1】取締役及び執行役の個人別の報酬等の全体像

当社の取締役及び執行役の報酬（社外取締役を除く。）は、役位ごとに設定された基本報酬（固定報酬）と、前事業年度の会社業績目標並びに担当事業部門の営業利益及び個人評価から構成される個人業績目標の達成度合いに応じて0%～150%の範囲で変動する変動報酬（業績連動報酬）を支給します。加えて、執行役には当社の中期経営計画における業績目標に連動させて給付水準を決定する株式報酬（業績連動報酬）を給付します。

なお、社外取締役については、独立的かつ客観的な立場から経営を監督することをその役割とすることから、変動報酬及び株式報酬は設定しておりません。

<役位ごとの報酬割合>

役位	役員報酬の構成比（業績連動報酬の支給率が100%の場合）					
	基本報酬	業績連動報酬				
		変動報酬			個人業績分	
		会社業績分	部門業績	個人評価		
社長及びその他の代表執行役	60.0%	25.0%	—	—	—	15.0%
専務執行役 常務執行役	60.0%	17.5%	5.0%	2.5%	—	15.0%
上席執行役	65.0%	12.5%	5.0%	7.5%	—	10.0%
執行役を兼務しない取締役 (社外取締役を除く)	71.0%	14.5%	14.5%			—
社外取締役	100%	—	—	—	—	—

【2】基本報酬の内容に関する方針

各役員の基本報酬額は、役位ごとの定額で設定されたテーブルに基づき、報酬委員会の決議により決定いたします。

【3】業績連動報酬の業績指標の内容に関する方針

《変動報酬》

変動報酬（業績連動報酬）は事業年度ごとの達成率に基づき算出し、事業年度終了前に役員を退任する場合は、その在任期間に応じて按分した金額を支給します（取締役を除く）。

<業績目標項目及び業績連動報酬への反映割合>

会社業績分	営業利益 (基準額100億円)	営業利益 (対前期比増減率)	R O E (対前期比増減率)	
	40.0%	30.0%	30.0%	
個人業績分	担当事業部門の営業利益（対予算増減率）			個人評価
	専務執行役・常務執行役	67.0%	専務執行役・常務執行役	33.0%
	上席執行役・執行役	40.0%	上席執行役・執行役	60.0%

<変動報酬に関する業績指標を選択した理由>

- ・会社業績分

営業利益は「稼ぐ力」と「成長力」強化のため、R.O.Eは「資本効率性」を向上させることを目的として設定しております。

- ・個人業績分

担当事業部門の営業利益及び個人評価は、各役員（社外取締役を除く。）が果たすべき業績責任を明確にするとともに、会社業績分とは異なる視点及び項目で評価を行うために設定しております。なお、個人評価については、それぞれの活動状況や業績への貢献度を踏まえて格付けを行います。

<変動報酬の算出ルール>

(会社業績分) = 前事業年度の基本報酬額 × 役位ごとの会社業績分比率 × 前事業年度の会社業績目標の達成度

(個人業績分) = 前事業年度の基本報酬額 × 役位ごとの個人業績分比率 × 前事業年度の個人業績目標の達成度
及び個人評価結果

以上により算出された会社業績分と個人業績分を合算して変動報酬額を決定します。

なお、2023年度変動報酬の算定における2022年度会社業績目標項目のターゲット値並びに実績値は以下のとおりです。

[営業利益（額）] ターゲット値：100億円 / 実績値：48億80百万円

[営業利益（対前期比）] ターゲット値：72億68百万円 / 実績値：48億80百万円

[R.O.E（対前期比）] ターゲット値：5.5%（調整後）/ 実績値：4.0%（調整後）

(注)個人業績目標項目については、個人別に定量的及び定性的な目標を設定しており、その実績はそれぞれ72%～93%の達成度になっています。

《株式報酬》

(1) 本制度の対象者

本制度の対象者は執行役（取締役兼務者を含む。）です。

(2) 本制度の構成及びポイント付与

①本制度の構成

本制度に基づく報酬は次のとおり構成します。

- ・固定分

固定分は職務執行期間における役位に応じて給付します。

- ・業績運動分

業績運動部分は、中期経営計画における業績目標の達成度に応じて給付します。

業績目標の達成度は事業年度毎に評価し、職務執行期間に対する報酬に反映します。

現中期経営計画においては、連結の営業利益額を業績指標とします。営業利益額を選定した理由は中長期的な業績の向上を端的にあらわす指標であるためであり、2023年度の目標値と実績値は以下のとおりです。

目標値：営業利益140億円／実績値：営業利益84億円

なお、2024年度は営業利益125億円を目標としています。

②ポイントの算定方法

- ・執行役の職務執行期間に対して固定分及び業績連動分に相当するポイントを算定しこれを付与します。
- ・各職務執行期間に対して付与されたポイント数は、退任時まで累積され、累積されたポイント数を「1ポイント＝1株」として給付する当社株式等を算定します。

(ポイントの算式)

ポイント付与にかかる職務執行期間における役位に応じた基準ポイント（注1）

×（1+業績連動係数（注2））

注1. 基準ポイント

役 位	ポイント
社 長	2,360
専 務	1,219
常 務	903
上席執行役	452
執 行 役	409

注2. 業績連動係数（業績連動係数の算出に係る指標は営業利益とします。）

業績連動係数＝対象期間における実績額÷中期経営計画で定められた当該対象期間における目標額（小数点第3位で切り捨て）。ただし、上限は1.5とし、0.5に満たない場合は0とします。

③職務執行期間内における変更の取扱い

職務執行期間中に役位の変更があった場合には、それぞれの役位に応じて月数按分します。

④職務執行期間中に役員から退任した場合の取扱い

職務執行期間中に役員から退任した場合は、その在任期間に応じて算出します。

(算式)

前項②で算出されるポイント×職務執行期間÷12

⑤ポイント付与日

職務執行期間に対するポイントは当該事業年度に関する定時株主総会の終結後最初の報酬委員会の開催日に付与します。

(3) 納付する株式数及び金銭額

①自己都合以外の事由により役員を退任する場合

- ・株式

次の算式により「1ポイント=1株」として算出される株式数とします。

(算式)

株式数=権利確定日までに累計されたポイント数（権利確定日当日に付与されるポイントを含む。以下「保有ポイント数」という。）×70%（単元株未満の端数は切り捨てる。）

- ・金銭

次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

金銭額=（保有ポイント数－上記「株式」の算式で算出される株式数）×権利確定日時点における本株式の時価

②自己都合により役員を退任する場合

「1ポイント=1株」として保有ポイント数を株式で給付します。

③受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が報酬委員会で決定した役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族給付として金銭の給付を受ける権利を取得します。

遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額=死亡した受給予定者の保有ポイント数×死亡日時点における本株式の時価（注）

（注）本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない場合にあたっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(4) 留意事項

法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する役位ごとの付与ポイントに相当する株式の限度数は、社長は5,900ポイント、専務は3,047ポイント、常務は2,257ポイント、上席執行役は1,130ポイント、執行役は1,022ポイントとなります。

【4】取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等は、報酬委員会において定めた上記決定方針に基づく報酬基準に従って支給しているため、報酬委員会としては、当該報酬等の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	60	45	14	—	3
社 外 取 締 役	76	76	—	—	4
取 締 役 合 計	136	122	14	—	7
執 行 役 合 計	281	191	52	37	13
総 合 計	418	314	67	37	20

(注) 1. 執行役の支給額には、使用人兼務の執行役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株式報酬は給付時に金額が確定する制度であるため、当事業年度の費用計上額を記載しています。

3. 当社は、2022年6月から株式報酬を導入し、初回のポイント付与を2023年6月28日開催の第162回定時株主総会終結後に開催された最初の報酬委員会において行いました。その費用計上額は21百万円であります。

(6) 社外取締役に関する事項

社外取締役については、いずれも当社との人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係がなく、人格、見識等に基づき独立した立場からの適切な助言・監督を受けることが可能であることを基準に4名を選任しています。

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職につきましては、前記「(1)取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。なお、社外取締役4名の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役4名は、当事業年度の在任期間中に開催された全ての取締役会に出席しています。

また、取締役会への出席にあたっては、取締役会に先立って開催される取締役会事前報告会に出席しております。特に監査委員会については、内部監査部門及び会計監査人との協議、社長との意見交換、執行役等へのヒアリング、往査等を行うなど独立役員としての監督業務を行いました。

氏名	在任期間中の出席状況		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
藤 重 貞 慶	取 締 役 会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 6/6回 4/4回 13/13回	上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。
影 近 博	取 締 役 会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 5/6回 4/4回 12/13回	企業経営及び製造業における研究開発分野等において専門的な知見と豊富な経験を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。
内 藤 亜 雅 沙	取 締 役 会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 6/6回 4/4回 13/13回	法律の専門家並びに他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。
中 島 康 晴	取 締 役 会 指名委員会 報酬委員会 監査委員会	13/13回 6/6回 4/4回 13/13回	会計の専門家並びに他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該観点より取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において積極的に発言いただくなど、経営に対する的確な助言や取締役会の意思決定への貢献、業務執行に対する監督等の社外取締役として期待されている役割を果たしていただいております。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の各項目は特記している場合を除き、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）又は2023年度末（2024年3月31日）現在の状況を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第163期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	108,960
現金及び預金	23,664
受取手形	7,399
売掛金	25,130
商品及び製品	15,425
仕掛品	7,476
原材料及び貯蔵品	25,849
その他	4,020
貸倒引当金	△5
固定資産	103,151
有形固定資産	70,839
建物及び構築物	19,944
機械装置及び運搬具	30,351
土地	15,789
リース資産	466
建設仮勘定	2,776
その他	1,511
無形固定資産	3,066
投資その他の資産	29,244
投資有価証券	23,049
退職給付に係る資産	3,796
繰延税金資産	1,066
その他	1,353
貸倒引当金	△20
資産合計	212,112

科目	第163期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	51,683
支払手形及び買掛金	8,604
短期借入金	12,626
1年内償還予定の社債	5,000
1年内返済予定の長期借入金	12,576
リース債務	262
未払法人税等	1,805
賞与引当金	1,083
その他	9,723
固定負債	36,721
社債	5,000
長期借入金	16,638
リース債務	1,035
修繕引当金	5,753
役員株式給付引当金	59
退職給付に係る負債	5,354
その他	2,880
負債合計	88,404
純資産の部	
株主資本	103,979
資本金	19,699
資本剰余金	19,373
利益剰余金	67,925
自己株式	△3,018
その他の包括利益累計額	14,211
その他有価証券評価差額金	8,041
為替換算調整勘定	5,333
退職給付に係る調整累計額	836
非支配株主持分	5,516
純資産合計	123,707
負債純資産合計	212,112

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第163期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高	93,253
売上原価	62,638
売上総利益	30,614
販売費及び一般管理費	22,226
営業利益	8,387
営業外収益	2,491
受取利息及び配当金	526
受取賃貸料	449
受取補償金	162
為替差益	932
その他	419
営業外費用	1,126
支払利息	412
休止賃貸不動産関連費用	267
遊休設備費	324
その他	121
経常利益	9,752
特別利益	210
固定資産売却益	0
子会社清算益	40
受取保険金	169
特別損失	879
固定資産処分損	268
減損損失	585
災害による損失	21
その他	4
税金等調整前当期純利益	9,083
法人税、住民税及び事業税	2,575
法人税等調整額	△800
当期純利益	7,308
非支配株主に帰属する当期純利益	12
親会社株主に帰属する当期純利益	7,296

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日東紡績株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 茂木 浩之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東紡績株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日東紡績株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東紡績株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第163期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、その内容について検討を加えました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

日東紡績株式会社 監査委員会

監査委員 中島 康晴 ㊞
監査委員 藤重 貞慶 ㊞
監査委員 影近 博 ㊞
監査委員 内藤 亜雅沙 ㊞
監査委員(常勤) 西坂 豊志 ㊞

(注) 監査委員中島康晴、藤重貞慶、影近博及び内藤亜雅沙は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

Nittobo

